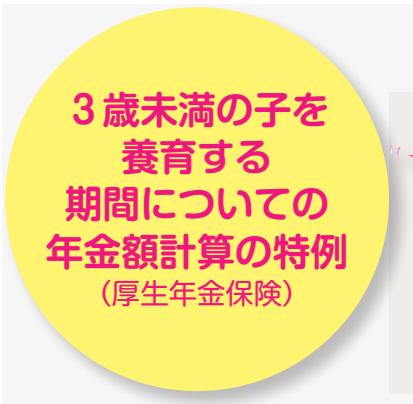


育児休業や 介護休業をする方を 経済的に支援します



このパンフレットは、育児休業や介護休業をする方への経済的支援について、分かりやすく紹介することを目的としています。

ここで紹介した制度・手続の詳細については、このパンフレットの裏面に記載されたお問い合わせ先までお尋ねください。



厚生労働省 都道府県労働局

育児休業給付の支給（雇用保険）

◆ 制度の概要

雇用保険の被保険者の方が、1歳（保育所に入所できないなど一定の場合は1歳6か月）に満たない子を養育するために育児休業をした場合に、一定の要件を満たすと育児休業給付の支給を受けることができます。

※ 詳細は、公共職業安定所（ハローワーク）にありますリーフレット「育児休業給付の内容及び支給申請手続について」をご覧ください。

◆ 支給対象者の主な要件

1歳（保育所に入所できないなど、一定の場合には1歳6か月）に満たない子を養育するために育児休業をする雇用保険の被保険者の方で、育児休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数（原則、日給者は各月の出勤日数、月給者は各月の暦日数）が11日以上ある月が12か月以上ある方が対象となります。

※ 期間を定めて雇用される方である場合は、上記のほか、休業開始時において同一事業主の下で1年以上雇用が継続しており、かつ休業の対象である子の1歳の誕生日の前日を超えて引き続き雇用される見込みがある（2歳までの間に、その労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことが明らかである方を除く）ことが必要です。

◆ 支給対象期間

例 平成22年4月15日から育児休業を開始した場合



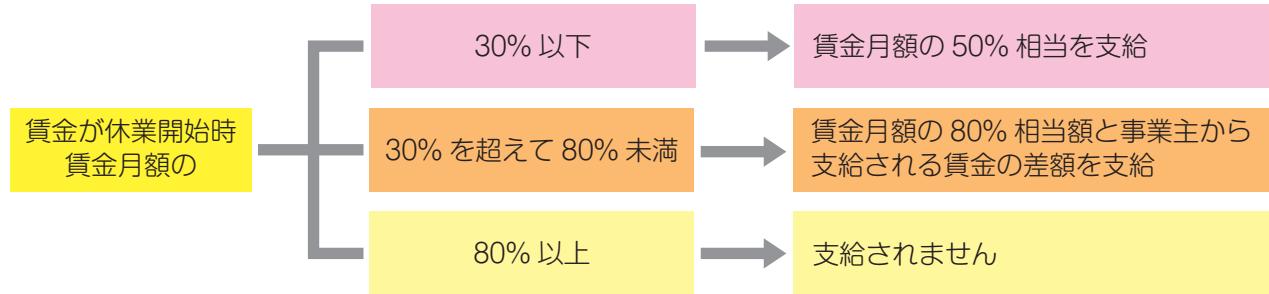
◆ 支給額（平成22年4月1日以降に育児休業を開始された方）

各支給単位期間（育児休業を開始した日から起算した1か月ごとの期間）における支給額

$$\text{休業開始時賃金日額}^{(i)} \times \text{支給日数} \quad \times \quad 50\% \text{ (当分の間)}$$

(賃金月額)

ただし、事業主から賃金が支払われた場合は、次のようにになります。



- (i) 休業開始時賃金日額とは原則として、育児休業開始前6か月間の賃金を180日で割った額です。
※ 賃金月額には上限があります。

◆ 手続

被保険者の方が育児休業を開始したときは、その被保険者の方を雇用している事業主の方が「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書」及び「育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書」を公共職業安定所(ハローワーク)に提出して、その被保険者の方の受給資格の確認を受けます。

平成22年6月30日以降は・・・

- 父母ともに育児休業を取得する場合には、一定の要件を満たせば、子が1歳2か月になる日の前日までの間に最大1年間まで育児休業給付金が支給されます。
※ 子の1歳に達する日が平成22年6月30日以降である方が対象となります。

◆ 支給対象者 (以下、①～③のすべての要件を満たす場合)

- ① 育児休業開始日が、当該子の1歳の誕生日以前であること。
- ② 育児休業開始日が、配偶者が取得している育児休業期間の初日以後であること。
- ③ 配偶者が当該子の1歳の誕生日の前日以前に育児休業を取得していること。

◆ 支給対象期間

- 父が休業した場合、育児休業給付金を受給できる期間は、1年間が上限となります。
- 母が休業した場合、出生日(産前休業の末日となります)と産後休業期間と育児休業を取得できる期間を合わせて1年間が上限となります。
- ※ 保育所に入所できないなどの理由により、子が1歳6か月に達するまで育児休業をする場合には、一定の要件を満たすと子が1歳6か月に達する日の前日までの期間が育児休業給付の支給対象となります。

介護休業給付の支給（雇用保険）

◆ 制度の概要

雇用保険の被保険者の方が、要介護状態にある対象家族を介護するために介護休業をした場合に、一定の要件を満たすと介護休業給付の支給を受けることができます。

要介護状態とは

負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護（歩行、排泄、食事等の日常生活に必要な便宜を供与すること）を必要とする状態。

対象家族とは

配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）、父母（養父母を含む）、子（養子を含む）、配偶者の父母（養父母を含む）及び同居かつ扶養している一般被保険者の祖父母、兄弟姉妹、孫。

※ 詳細は、公共職業安定所（ハローワーク）にありますリーフレット「介護休業給付の内容及び支給申請手続について」をご覧ください。

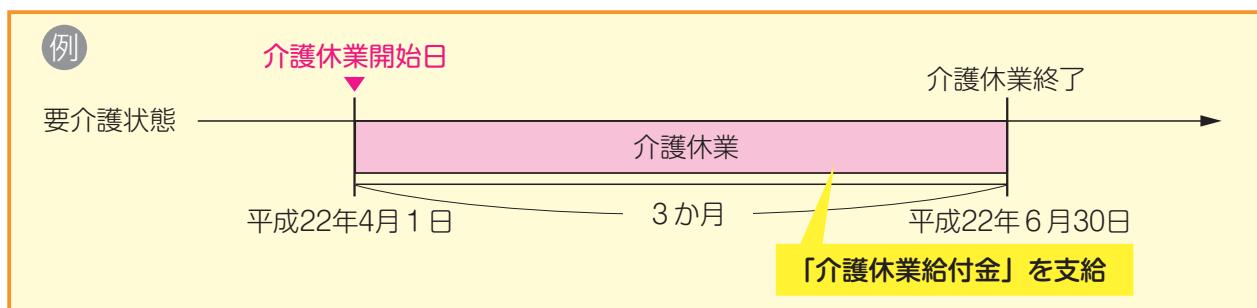
◆ 支給対象者

要介護状態にある対象家族を介護するために介護休業をする雇用保険の被保険者の方で、介護休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数（原則、日給者は各月の出勤日数、月給者は各月の暦日数）が11日以上ある月が12か月以上ある方が対象となります。

※ 期間を定めて雇用される方である場合は、上記のほか、休業開始時において同一事業主の下で1年以上雇用が継続しており、かつ、介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日を超えて引き続き雇用される見込みがあることが必要です。

◆ 支給対象期間

支給対象となる家族の同一要介護状態につき、1回の介護休業期間（ただし、介護休業開始日から最長3か月間）について支給されます。



◆ 支給額

各支給単位期間（介護休業を開始した日から起算した1か月ごとの期間）における支給額

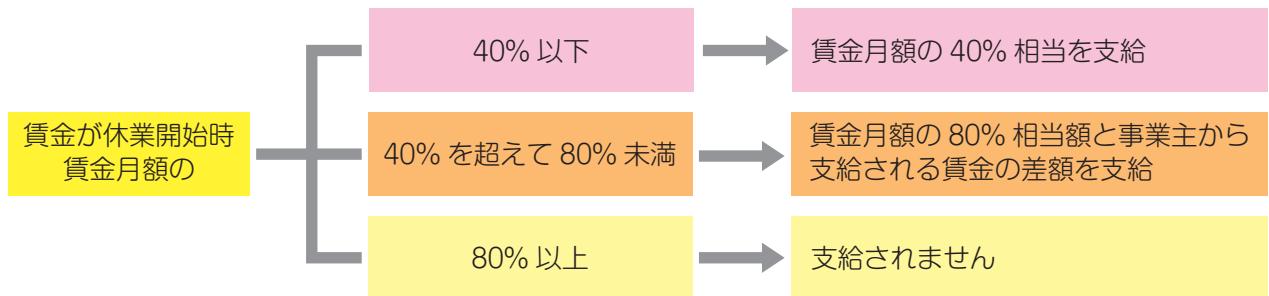
$$\text{休業開始時賃金日額}^{(ii)} \times \text{支給日数} \quad \times \quad 40\%$$

(賃金月額)

(ii) 休業開始時賃金日額とは原則として、介護休業開始前6か月間の賃金を180日で割った額です。

※ 賃金月額には上限があります。

ただし、支給単位期間中に 事業主から賃金が支払われた場合は、次のようになります。



◆ 手続

被保険者の方が介護休業を開始したときは、その被保険者の方を雇用している事業主の方が「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書」を、介護休業開始日の翌日から 10 日以内に提出していただくことが必要です。

育児休業等期間中の社会保険料 (健康保険・厚生年金保険) の免除

◆ 制度の概要

事業主の方が年金事務所又は健康保険組合に申出をすることによって、育児休業等（育児休業又は育児休業の制度に準ずる措置による休業）をしている間の社会保険料が、被保険者本人負担分及び事業主負担分ともに免除される制度です。

◆ 免除期間

育児休業等を開始した日が含まれる月から、終了した日の翌日が含まれる月の前月までの期間（ただし、子が3歳に達するまで）

- ※ 社会保険料の免除を受けても、健康保険の給付は通常どおり受けられます。また、免除された期間分も将来の年金額に反映されます。
- ※ 賞与・期末手当等にかかる保険料についても免除されます。
- ※ 厚生年金基金においては、事業主から申出があった場合、代行部分に対する掛金が免除されます。加算部分の掛金についての負担をどうするかは、それぞれの基金が規約で定めることになっています。

◆ 手續

事業主の方が「健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書」を年金事務所又は健康保険組合に提出します。

また、厚生年金基金においても、事業主の方が掛金免除の申出書を基金に提出することになっています。

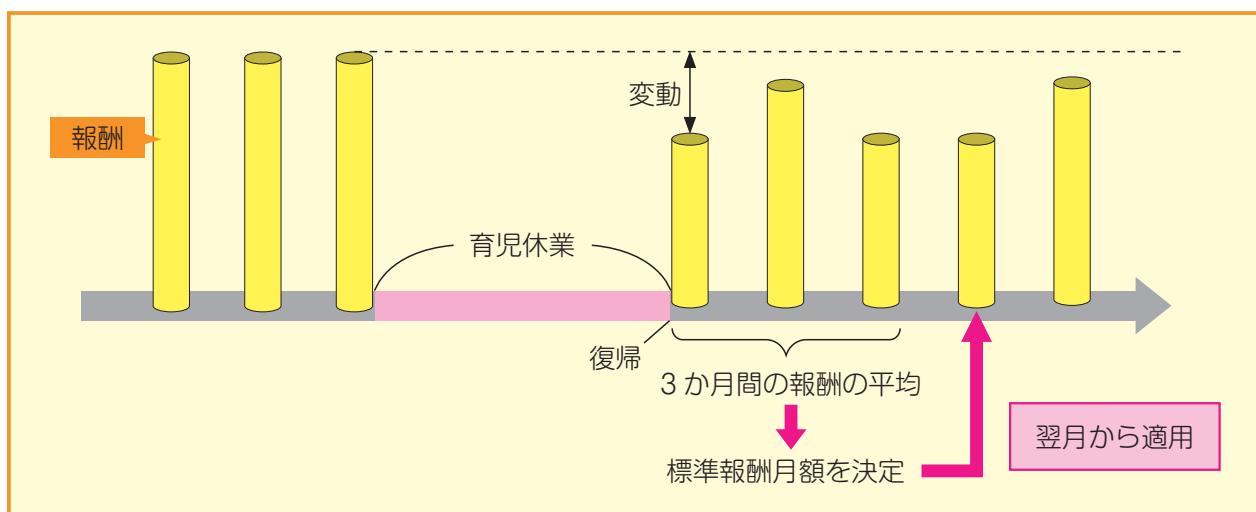
育児休業等終了後の社会保険料 (健康保険・厚生年金保険) の特例

◆ 制度の概要

育児休業等を終了した（育児休業等終了日において3歳に満たない子を養育する場合に限ります）後、育児等を理由に報酬が低下した場合、被保険者が実際に受け取る報酬の額と標準報酬月額がかけ離れた額になることがあります。このため、変動後の報酬に対応した標準報酬月額とするため、育児休業等を終了したときに、被保険者が事業主を経由して保険者に申出をした場合は、標準報酬月額の改定をすることができます。

標準報酬月額は、育児休業等終了日の翌日が含まれる月以後の3か月間に受けた報酬（支払基礎日数⁽ⁱⁱⁱ⁾が17日未満の月は除く）の平均額により決定し、その翌月から改定されます。

これにより、実際の報酬に応じた標準報酬月額（保険料負担）となります。



◆ 手続

被保険者の方が、事業主の方を経由して「健康保険・厚生年金保険育児休業等終了時報酬月額変更届」を年金事務所又は健康保険組合に提出します。

◆ その他

厚生年金基金においては、代行部分に対応する掛金負担が厚生年金本体と同様に改定されます。加算部分の掛金について改定を行うか否かは、それぞれの基金の規約で定めることになっています。

(iii) 支払基礎日数とは（原則）

月給者 各月の曆日数

月給制で欠勤日数分に応じ給与が差し引かれる場合は、

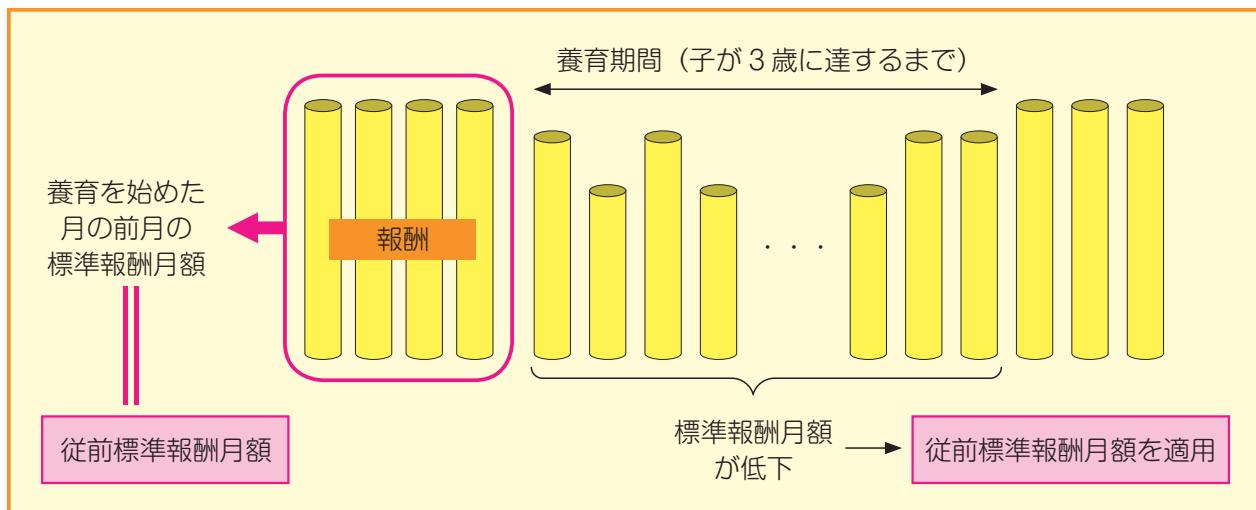
就業規則等に基づき事業所が定めた日数 - 当該欠勤日数

日給者 各月の出勤日数

3歳未満の子を養育する期間についての年金額計算の特例（厚生年金保険）

◆ 制度の概要

3歳未満の子を養育する方で養育期間中の各月の標準報酬月額が、養育を始めた月の前月と比べて低下した期間については、将来受け取ることになる年金額の計算に際して、子の養育を始めた月の前月の標準報酬月額（従前標準報酬月額）を当該養育期間（子が3歳に達するまでの期間。以下同じ）の標準報酬月額とみなされます。



子の養育を始める前に退職し、その後養育期間内に再び働き始めた場合は、子の養育を始めた月の前月より直近1年以内で、最後に被保険者であった月の標準報酬月額が、従前標準報酬月額とされます。

被保険者の申出があった日よりも前に養育期間がある場合には、養育期間のうち申出日が含まれる月の前月までの2年間について、さかのぼってこの措置が受けられます。

◆ 手続

被保険者が、事業主を経由して「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書」を年金事務所に提出します。

なお、申出時にすでに退職して被保険者資格を喪失していた場合は、被保険者であった方本人が直接年金事務所に申出をすることになります。

◆ その他

厚生年金基金においては、代行部分の年金額の計算に際して厚生年金本体と同様に標準報酬月額のみなし措置を受けることができます。加算部分の年金額の計算について、みなし措置を行うかどうかは、それぞれの基金の規約で定めることになっています。

育児休業期間中の住民税の徴収猶予

◆ 制度の概要

一時に納税することが困難であると地方団体の長が認める場合は、育児休業期間中1年以内の期間に限り、住民税の徴収が猶予されます。

猶予された住民税は、職場復帰後に延滞金とともに納税することになります。

延滞金は、猶予期間（延滞金が年14.6%の割合により計算される期間に限ります）に対応する部分の2分の1は免除され、又は地方団体の長の判断によりその全額を免除することができるときとされています。

◆ 手続

本人が、お住まいの各市区町村に申出をします。

お問い合わせ先

都道府県労働局雇用均等室

●育児休業や介護休業等の休業制度に関するご相談

事業所の所在地を管轄する
公共職業安定所（ハローワーク）

●雇用保険による育児休業給付
●雇用保険による介護休業給付

年金事務所、健康保険組合
又は厚生年金基金

●育児休業等期間中の社会保険料（健康保険・厚生年金保険）の免除措置
●育児休業等終了後の社会保険料（健康保険・厚生年金保険）の改定

年金事務所又は厚生年金基金

●養育期間における、従前標準報酬月額みなし措置（厚生年金保険）

お住まいの市区町村

●育児休業期間中の住民税の徴収猶予

都道府県労働局雇用均等室連絡先

北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718
青森	017-734-4211		03-6893-1100	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
岩手	019-604-3010	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
宮城	022-299-8844	新潟	025-234-5928	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
秋田	018-862-6684	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
山形	023-624-8228	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
福島	024-536-4609	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
茨城	029-224-6288	山梨	055-225-2859	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
栃木	028-633-2795	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
群馬	027-210-5009	岐阜	058-263-1220	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8827
埼玉	048-600-6210	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
千葉	043-221-2307	愛知	052-219-5509	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380